平成２７年（フ）第７３４号
神奈川県大和市上和田2412番地　上和田団地１－６－101
債務者　日野　文子（旧姓谷口）
1　決定年月日時　平成27年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月30日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月31日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第８１４号
横浜市瀬谷区下瀬谷２丁目７番地10　ハイツエス205号室
債務者　井出　　宙
1　決定年月日時　平成27年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月30日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月31日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第８２４号
横浜市栄区鍛冶ケ谷１丁目17番19―401号
債務者　宮越　一子
1　決定年月日時　平成27年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月30日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月31日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第８３１号
横浜市瀬谷区宮沢１丁目65番地１　第二葵マンション102
債務者　林　　正男
1　決定年月日時　平成27年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月30日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月31日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第８４０号
横浜市鶴見区北寺尾４丁目10番30号　中山荘203号
債務者　柴田　義照
1　決定年月日時　平成27年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月30日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月31日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１４５号
栃木県宇都宮市若草３丁目17番10号　グランチェリー若草205、前住所栃木県宇都宮市細谷町428番地37　セラハイツ細谷201
債務者　金田　麻紀
1　決定年月日時　平成27年６月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月３日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第２１１号
栃木県芳賀郡芳賀町大字祖母井790番地　コーポフレンド210、前住所栃木県芳賀郡芳賀町大字稲毛田702番地
債務者　小野　繁藏
1　決定年月日時　平成27年６月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月３日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第２１５号
栃木県宇都宮市大曽４丁目10番23号　英ハイツ101号室
債務者　齋藤加代子
1　決定年月日時　平成27年６月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月３日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第２１８号
栃木県鹿沼市三幸町2992番地２　グループホームあすなろ
債務者　長塩　敏夫
1　決定年月日時　平成27年６月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月17日午後４時40分　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第４８０号
岡山市南区当新田116番地３フラッツマイライフＡ－102号、旧住所岡山市南区豊成３丁目16番８－306号
債務者　松田　安子
1　決定年月日時　平成27年６月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月28日午前10時　岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５６０号
岡山市南区当新田116番地３フラッツマイライフＡ－102号、旧住所岡山市南区豊成３丁目16番８－306号
債務者　松田　国夫
1　決定年月日時　平成27年６月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月28日午前10時　岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６４２号
横浜市泉区中田西４丁目１番39―201号
債務者　中山　美紀（旧姓石本）
1　決定年月日時　平成27年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月４日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月５日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６０号
北海道釧路郡釧路町光和３丁目62番地　メゾン・ド・佐藤201号室
債務者　森野　猛彦
1　決定年月日時　平成27年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月10日午前９時30分　釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第６５号
釧路市興津４丁目16番５号
債務者　松岡　典明
1　決定年月日時　平成27年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月10日午前９時30分　釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第８４１号
横浜市栄区公田町661番地　グラシデアⅢ201
債務者　中村　小巻
1　決定年月日時　平成27年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月14日午後４時15分　横浜地方裁判所第３民事部